

ICT の導入を検討しておられる介護施設等の事業者の皆様へ

富山県介護施設等 ICT 導入支援事業のご案内

富山県では、ICT の導入により、介護従事者の業務負担の軽減及び業務効率化に取り組む介護サービス事業者を支援することを目的として、介護サービス事業者に対し、ICT 導入に係る経費を助成することといたしました。

この機会にぜひご応募ください！

1. 補助金の概要

対象者	富山県内において介護保険サービスを提供する指定事業者又は施設開設者 ※ 処遇改善加算Ⅰ～Ⅲ のいずれかを取得していること	
要件	記録業務、情報共有業務、請求業務を一気通貫で行うことが可能な介護ソフト を導入すること	
対象経費	タブレット端末・スマートフォン等ハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク機器の購入・設置、クラウドサービス、保守・サポート費、導入設定、導入研修、セキュリティ対策に要する経費	
補助率	3 / 4	・ LIFE にデータを提供している又は提供を予定していること ・ 事業所内・事業所間で居宅サービス計画書等のデータ連携を行っている又は行うことを予定していること
	2 / 3	・ 中山間地域に所在する事業所
	1 / 2	・ 上記以外の事業所
補助上限	1 事業所につき 100 万円 ※ 1 法人 あたりの補助総額上限： 200 万円	
留意事項等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本事業により ICT を導入した事業所においては、LIFE による情報収集に協力する必要があります。 ・ 申請状況により、補助対象事業所の決定にあたって優先順位をつける場合があります。 ・ 導入後の状況等に関する調査・視察等にご協力いただく場合があります。 	

2. 応募の方法

(1) 次の書類を当課まで郵送または電子メールにてご提出ください。

提出資料

- ① 補助金交付申請書（様式第1号）
- ② 補助金所要額調書（様式第1-2号）
- ③ ICT導入計画書（様式第1-3号）
- ④ 歳入歳出予算書（見込書）抄本
- ⑤ 導入する機器のカタログ等
- ⑥ 見積書の写し

※申請様式は下記ウェブサイトからダウンロードしてください。

<https://www.pref.toyama.jp/1211/kurashi/kenkou/koureisha/kj00001230.html>

(2) 申請受付期間

令和3年7月1日（木）～

令和3年7月30日（金） ※当日消印有効



(3) 下記ウェブサイトには補助金交付要綱等を掲載しております。

必ずご一読のうえご応募ください。

<https://www.pref.toyama.jp/1211/kurashi/kenkou/koureisha/kj00001230.html>

【参考】

- ・厚生労働省「介護サービス事業における生産性向上に資するガイドライン改訂版」

<https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-seisansei.html>

- ・厚生労働省「居宅介護支援事業所と訪問介護などのサービス提供事業所間における情報連携の標準仕様」

<https://www.mhlw.go.jp/content/12305000/000617460.pdf>

- ・厚生労働省「居宅サービス事業所におけるICT機器・ソフトウェア導入に関する手引き Ver.1.1」

<https://www.mhlw.go.jp/content/12305000/000535305.pdf>

【書類提出・お問合せ先】

〒930-8501 富山県富山市新総曲輪1-7

富山県厚生部高齢福祉課 介護保険係

TEL : 076-444-3272

FAX : 076-444-3492

MAIL : akoreifukushi@pref.toyama.lg.jp